

～宇佐市水道事業者の発注する工事を受注される建設業者の皆様へ～

<お知らせ>

『「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」の運用および一部改正について』

宇佐市水道事業者の発注する工事について入札金額内訳書の記載内容は、要領第4の1 土木関係工事と同様に「閲覧設計図書に示す「見積参考資料」等に記載された費目、工種、種別、細目、規格、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額を記入し、工事名称、入札参加者の商号又は名称、代表者氏名を明記するものとする。」としていました。

平成28年10月1日以降に入札公告等を行う工事から1の3(上水道関係工事)を新たに設け、「閲覧設計図書に示す「見積参考資料」等に記載された費目、工種、種別、細目、規格、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額を記入し、工事名称、入札参加者の商号又は名称、代表者氏名を明記するものとする。ただし、第4内訳書の記載内容 2 発注者が提供した内訳書において材料費は、路線毎もしくは管種・管径毎にて1式当りで計上することができる。

(注)上水道関係工事とは、主に宇佐市水道事業者の発注する工事をいう。」

に改正しましたのでお知らせします。

なお、「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」の第4 内訳書の記載内容の各項目は下記のとおりですのでご確認下さい。

第4 内訳書の記載内容

- | | |
|-------------|----|
| 1 (土木関係工事) | 省略 |
| 1の2(建築関係工事) | 省略 |

1の3(上水道関係工事)

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」等に記載された費目、工種、種別、細目、規格、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額を記入し、工事名称、入札参加者の商号又は名称、代表者氏名を明記するものとする。ただし、第4 内訳書の記載内容 2 発注者が提供した内訳書において材料費は、路線毎もしくは管種・管径毎にて1式当りで計上することができる。

(注)上水道関係工事とは、主に宇佐市水道事業者の発注する工事をいう。

2 入札公告又は指名通知(以下「入札公告等」という。)の際に内訳書の様式を発注者が提供した場合には、原則としてその様式を使用するものとする。なお、上記1又は1の2及び1の3に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えないものとする。

【問合せ先】宇佐市役所 行財政経営課
0978-27-8117(内線 3381 3382)